

Title	文化における公共性 / 主要研究資料
Sub Title	
Author	桶田, 真理子(Okeda, Mariko) 加藤, 志保(Kato, Shiho) 金谷, 重朗(Kanaya, Shigeo) 桐山, 毅(Kiriyama, Takeshi) 齊藤, 和彦(Saito, Kazuhiko) 齊藤, 幸世(Sakurai, Aya) 櫻井, 綾(Nakagawa, Chieko) 中川, 千恵子(Hasegawa, Hitomi) 長谷川, 仁美(Hirata, Miyabi) 平田, 雅(Miyazaki, Akari) 宮崎, あかり(Maeda, Fujio) 前田, 富士男
Publisher	慶應義塾大学アート・センター
Publication year	2007
Jtitle	Booklet Vol.15, (2007.) ,p.108- 117
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11893297-00000015-04211392

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

文化における公共性／主要研究資料

桶田真理子・加藤志保・金谷重朗・桐山毅・齊藤和彦・
齊藤幸世・櫻井綾・中川千恵子・長谷川仁美・平田雅・
宮崎あかり・前田富士男 編

I. 公共性に関する哲学および芸術学

ポリスという政治的公共空間が備えるべき価値や政治体制を論じたプラトンやアリストテレスなど、公共性 (public sphere, publicness, publicity, Öffentlichkeit) に関する哲学的考察の歴史は古い。この概念は現在では、公共の言論の場において形成される市民生活の活動を指し、他方で、公権力の活動や行政的施策・事業も意味する。市民社会に即した概念ゆえ、基本的にはカントの啓蒙論やシラーの美的国家論、アダム・スミスの国富論 (『諸国民の富』) など、18世紀後半のヨーロッパの啓蒙期に成立する近代的な概念である。近年では、公共哲学 (public philosophy) という用語も定着しつつある。

1958年のハンナ・アーレントによる『人間の条件』、そして1962年に出版されたユルゲン・ハーバーマスの『公共性の構造転換』(新版1990年)の社会哲学・文化哲学的な考察は、公共性に関する議論の大きな転換点となった。ハーバーマスは合意形成において公共性が達成されるとし、アーレントは共通の場所における多元的なパースペクティブを持つ他者との現実の対話においてのみ公共的空間が現れるとした。コミュニケーションを中心課題に公共の概念を論じた点でこの二者は共通項が多い。もちろん、ハーバーマスの合理的態度の基準などについては、反論も少なくない。

アメリカでは、ウォルター・リップマンが1950年頃に、ロバート・ベラーが1980年代に、公共の理念を私的財産権やコミュニタリアニズムの観点から論じた。

日本では、近年のNPO法人制度、指定管理者制度の施行などから、公共的なものの担い手としての政府／民間問題に関心が寄せられ、公共機関のあり方や公共性自体の意味がひろく問われるようになった。わが国での公共概念はともすると、政府対民間という官民二元論に集約される傾向がつかったが、いまやそうした考え方は通用しなくなってきている。したがって、公共性に関する基礎的な考察や哲学的議論に関心が集まるのも当然の流れといえるだろう。

公共性に関する基礎的な議論や考察は、哲学はもちろん社会学、政治学、経済学、商学、法学、医学、コミュニケーション学、文化研究、教育学、芸術学など、ほとんどすべての学問領域に横断的にかかわる。自己－他者－公共空間、国家－市場－市民社会など、相異なるフェーズとそこにおける多様な言説 (ディスクール、ディスコース) を通じて人間社会のありかたを問い、また文化論を構築していく学問領域として、今後ますます重要性を増すにちがいない。

プラトン『国家』藤沢令夫訳、岩波書店、1979年。

アリストテレス「政治学」(『アリストテレス全集』15) 山本光雄訳、岩波書店、1969年。

アダム・スミス『諸国民の富』大内兵衛・松川七郎訳、岩波書店、1966年 (原著 Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*,

- 1776)。
- カント『啓蒙とは何か』篠田英雄訳、岩波書店、1974年（原著 Immanuel Kant, *Beantwortung der Frage, Was ist Aufklärung*, 1784）。
- フリードリヒ・シラー「美的教育書簡」、『美学芸術学論集』石原達二訳、富山房、1977年（原著 Friedrich Schiller, *Über die ästhetische Erziehung des Menschen in einer Reihe von Briefen*, 1795）。
- ウォルター・リップマン『公共の哲学』矢部貞治訳、時事通信社、1957年（原著 Walter Lippmann, *The Public Philosophy*, Hamilton, 1955）。
- ハンナ・アーレント『人間の条件』志水速雄訳、ちくま学芸文庫、1994年（原著 Hannah Arendt, *The Human Condition*, University of Chicago Press, 1958）。
- ユルゲン・ハーバーマス『公共性の構造転換・第二版』未来社、1994年（原著 Jürgen Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit. – Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Suhrkamp Verlag, 1962, 1990）。
- リチャード・セネット『公共性の喪失』晶文社、1991年（原著 Richard Sennett, *The Fall of Public Man*, Cambridge University Press, 1977）。
- ユルゲン・ハーバーマス『コミュニケーション的行為の理論』（全3巻）平井俊彦ほか訳、未来社、1987年（原著 Jürgen Habermas, *Theorie des kommunikativen Handelns*, Suhrkamp Verlag, 1987）。
- マーク・ポスター『情報様式論』室井尚・吉岡洋訳、岩波書店、1991年（原著 Mark Poster, *The Method of Information*, Polity Press, 1990）。
- 室井力ほか（編）『現代国家の公共性分析』日本評論社、1990年。
- ロバート・ベラー『善い社会』みすず書房、2000年（原著 Robert Neelly Bellah, *The Good Society*, Alfred A. Knopf, 1991）。
- クレイグ・キャルホーン（編）『ハーバーマスと公共圏』未来社1999年（原著 Craig J. Calhoun, *Habermas and the Public Sphere*, MIT Press, 1992）。
- ニクラス・ルーマン『社会の芸術』馬場靖雄訳、法政大学出版社、2004年（原著 Niklas Luhmann, *Die Kunst der Gesellschaft*, Suhrkamp Verlag, 1995）。
- 花田達朗『公共圏という名の社会空間』木鐸社、1996年。
- 南條史生『美術から都市へ——インディペンデント・キュレーター15年の軌跡』鹿島出版会、1997年。
- インゲ・カールほか（編）『地球公共財』FASID国際開発センター訳、日本経済新聞社、1999年（原著 Inge Kaul, Isabelle Grunberg and Marc Stern, *Global Public Goods: International Cooperation in the 21st Century*, Oxford University Press, 1999）。
- 平山敬二「シラー美学とボイスの思想——美的国家の構築をめぐる」、前田富士男ほか（編）『Booklet05・ヨーゼフ・ボイス——ハイパーテキストとしての芸術』慶應義塾大学アート・センター、1999年。
- 斎藤純一『公共性』岩波書店、2000年。
- 熊倉敬聡『脱芸術／脱資本主義論——来るべき<幸福学>のために』慶應義塾大学出版会、2000年。
- 佐々木毅、金泰昌（編）『公共哲学』シリーズ第1-3期・全20巻、東京大学出版会、2001-2006年。
1. 公と私の思想史
 2. 公と私の社会科学
 3. 日本における公と私
 4. 欧米における公と私
 5. 国家と人間と公共性
 6. 経済からみた公私問題
 7. 中間集団が開く公共性
 8. 科学技術と公共性
 9. 地球環境と公共性
 10. 21世紀公共哲学の地平
 11. 自治から考える公共性
 12. 法律から考える公共性
 13. 都市から考える公共性
 14. リーダーシップから考える公共性
 15. 文化と芸能から考える公共性
 16. 宗教から考える公共性
 17. 知識人から考える公共性
 18. 組織・経営から考える公共性

19. 健康・医療から考える公共性 20. 世代間関係から考える公共性。
三上剛史「公共性の理論と構造——ハバースマス、アレント、セネット／理論形成
のための予備的考察」、『社会学雑誌』18号、神戸大学社会学研究会、2001年、
68頁以下。
塩野谷祐一『経済と倫理——福祉国家の哲学』東京大学出版会、2002年。
佐藤慶幸ほか（編）『市民社会と批判的公共性』文真堂、2003年。
小林正弥『丸山眞男論——主体的作為、ファシズム、市民社会』こやま、2003
年。
山脇直司『公共哲学とは何か』ちくま新書、2004年。
桂木隆夫『公共哲学とはなんだろう——民主主義と市場の新しい見方』勁草書房、
2005年。
白川昌生『美術・マイノリティ・実践——もうひとつの公共圏を求めて』水声社、
2005年。
松尾大（編）『芸術における公共性』平成14－16年度科学研究費補助金研究成果
報告書、東京芸術大学、2005年。
松尾大、井村彰、平山敬二、大熊治生、小川真人、椎原伸博、田尻真理子、益
田勇一、佐藤道信、金子一夫、小松弘、林卓行、渡辺好明、熊倉純子による論
文所収。

Ⅱ. 文化政策・文化行政と芸術振興

わが国で文化財保護法が制定された1950年当初、文化政策の主流は、文化の普及と教育にあった。しかし1980年代以降、都市政策と文化との関係が密接化するようになり、公共政策として、都市政策やまちづくりが主題化され、中央から地方へとといった地方分権化の流れが顕著となる。自治体による文化振興基本計画の策定や、文化振興条例の制定も現れる。文化施設の運営の一端を担う企業メセナ活動も活性化した。1990年代後半からは文化政策に新たな展開が生じる。すなわち、産業としての文化という認識とその実現へむけての支援、そして社会政策の一部としての文化政策の位置づけである。その結果、文化政策についても文化経済学、財政学、都市政策、芸術文化産業、人材育成など、幅広い総合政策的知見からの論議が要請された。

2001年には文化芸術振興基本法が成立し、あらためて文化芸術の意義が見直された。しかし、行政全般からみると、行政の財政が悪化の一途を辿り始め、公共サービスの効率的運営など行政改革が進行した。改革のつよい要請は、文化行政を巻き込み、Ⅲ.の指定管理者制度などの施策が議論を呼んだ。文化や芸術における伝統性や継承性が、効率化の指標のもとで、否定されかねないからである。

本章では主として、芸術支援及び文化政策における公共性に言及している資料をあげた。芸術支援の歴史の変遷、現状などの論究、また「公益」（官益ではない）を目指した芸術振興の検討などに関する基本的かつ代表的な資料である。

まず、芸術文化振興連絡会議編『これからの芸術文化政策——その課題と方途を探る』（1996年）は、阪神大震災における芸術文化の被害、行政の対応などをもとに、自治体による芸術環境づくりや、文化芸術団体の非営利法人化に対する提言など、1990年代後半当時の文化政策の提言を掲載する。芸術支援が庇護・保護といったパトロネージの観点から脱却し、「参加型文化活動」へと向かう当時の思潮が認められる。

つぎに、『文化によるまちづくりと文化経済』（2006年）の著者の一人である織田直文は、文化政策を「文化の視点を持った施策の総体、すなわち〈文化〉をキーワードに人間や組織、地域（まち）の活力や、魅力を創造し、人々を幸福にすることに資する公共的な手当」とし、臨床的アプローチによる「臨床の知」を提

唱した。また、文化産業論の育成と展開という視点から、現代社会の文化政策に文化産業を取り込み、公共政策としての位置づけを確立するという方針を中谷武雄が打ちだしている。

そして、企業メセナの関連では、社団法人企業メセナ協議会『いま、地域メセナがおもしろい：企業+アート+まちの実践』（2005年）が注目に値しよう。同書は、企業による芸術支援活動を推進する（社）企業メセナ協議会によるメセナ活動事例報告及び資料集で、2004年度企業メセナ実態調査の結果とともに、地域での芸術文化振興を実践する企業の活動事例を掲載する。著者の一人である若林朋子は、企業メセナの特徴として「（行政による芸術支援と異なり）企業メセナは平等の原則を前提にする義務はない」とし、評価の定まらない若手芸術家や、公的支援の受けにくい芸術活動への積極的な支援が可能な点を指摘している。さらに、規模の小さい地域メセナでは重点分野を絞り込んだ「選択と集中」が行われるために、それぞれの特徴的な活動が成立し、地域メセナ継続の根拠となった事態に注目する。行政による芸術振興とメセナとの比較という観点からも、これらの論点は意義深い。

文化政策の推進主体としてNPOを把握する立場では、金武創が『文化政策学の展開』（2003年3月）で、これまでの国家主導型すなわち中央集権的かつ階層構造的な文化政策に代わり、今後は「曼荼羅」的な組織形態を進展させていく必要性を説く。これは、グローバル経済、地域経済、ボランティア経済という三つの視点を基礎に据え、政府や民間企業とパートナーシップを結び、プロジェクト提案を志向するNPOの存在を前提としている。ここに日本の文化政策の次段階への発展を期待する観点である。

1) 文化政策・文化行政

芸術文化振興連絡会議（編）『これからの芸術文化政策——その課題と方途を探る』芸団協出版部、1996年。

後藤和子『芸術文化の公共政策』勁草書房、1998年。

文化庁『新しい文化立国の創造をめざして——文化庁30年史』ぎょうせい、1999年。

池上惇・端信行・福原義春・堀田力（編）『文化政策入門』丸善ライブラリー、2001年。

後藤和子（編）『文化政策学——法・経済・マネジメント』有斐閣、2001年。

日本文化行政研究会、これからの文化政策を考える会（編）『文化行政——はじまり・いま・みらい』水曜社、2001年。

日本芸能実演家団体協議会（編）『芸術文化にかかわる法制<資料集>——芸術文化基本法の制定に向けて』日本芸能実演家団体協議会、2001年。

上野征洋『文化政策を学ぶ人のために』世界思想社、2002年。

池上惇・端信行（編）『文化政策学の展開』晃洋書房、2003年。

総合研究開発機構『アートマネジメントと文化政策——我が国の文化政策の将来構想に関する研究』総合研究開発機構、2003年。

根木昭『文化政策の法的基盤——文化芸術振興基本法と文化振興条例』水曜社、2003年。

大木裕子『文化政策とアートマネジメント』西日本法規出版、2004年。

苅谷剛彦ほか『創造的コミュニティのデザイン——教育と文化の公共空間』（新しい自治体の設計6）有斐閣、2004年。

小林真理『文化権の確立に向けて——文化振興法の国際比較と日本の現実』勁草書房、2004年。

近藤恭子『歪んだ鏡に写った日本——国・文化をめぐるイメージと対外文化政策

= Japan reflected in a cracked mirror』GNAC、2005年。
後藤和子『文化と都市の公共政策——創造的産業と新しい都市政策の構想』有斐閣、2005年。
根木昭『文化行政法の展開——文化政策の一般法原理』水曜社、2005年。
片山泰輔『アメリカの芸術文化政策』日本経済評論社、2006年。
徳丸吉彦・青山昌文『芸術・文化・社会』放送大学教育振興会、2006年。
端信行・中谷武雄（編）『文化によるまちづくりと文化経済』晃洋書房、2006年。
松本茂章『芸術創造拠点と自治体文化政策——京都芸術センターの試み』（文化とまちづくり叢書）水曜社、2006年。
白藤博行「博物館と学術・文化行政の公共性」、『学術の動向・特集／美術館が危ない・博物館が危ない』日本学術会議、2007年2月号、30頁以下。

2) 芸術支援

佐々木見彦『企業と文化の対話——メセナとは何か』東海大学出版会、1991年。
Andrew Buchwalter, *Culture and Democracy: Social and Ethical Issues in Public Support for the Arts and Humanities*, Westview Press, 1992.
社団法人企業メセナ協議会（編）『企業と芸術文化を結ぶ』ダイヤモンド社、1993年。
社団法人企業メセナ協議会（編）『季刊メセナ——企業・芸術・社会：Corporate Support of the Arts』企業メセナ協議会、1996年。
Marjory Jacobson, *Art and Business: New Strategies for Corporate Collecting*, Thames and Hudson, 1993.
Rosanne Martorella, *Art and Business: an International Perspective on Sponsorship*, Westport, Conn.; Praeger, 1996.
美山良夫ほか（編）『Booklet03・アート・マネジメント』慶應義塾大学アート・センター、1998年。
福原義春『メセナの動き・メセナの心』求竜堂、2000年。
堀内克一『地方文化再生の道——今なぜ文化支援なのか——危機的な芸術文化環境へ11の提言』公人の友社、2000年。
David T. Schwartz, *Art, Education and the Democratic Commitment: A Defense of State Support for the Arts*, Kluwer Academic Press, 2000.
Derrick Chong, *Arts Management*, Routledge, 2002.
社団法人企業メセナ協議会（編）『メセナマネジメント——戦略的社会貢献のすすめ』ダイヤモンド社、2003年。
小林進『芸術と経営——アートマネジメント理論・実務・リサーチ』雄山社、2004年。
社団法人企業メセナ協議会（編）『いま、地域メセナがおもしろい——企業＋アート＋まちの実践』ダイヤモンド社、2005年。
清水裕之・菊池誠『アーツ・マネジメント』放送大学教育振興会、2006年。

Ⅲ. 指定管理者制度

2007年初頭現在、指定管理者制度に関する書籍は、近年大型書店のビジネス関連書で特別書の棚でコーナーが設けられるほど刊行が相次いでいる。それらは、指定管理者への参入を目指す民間事業者やNPO法人を含む団体向けの「ハウツー本」から、1980年代以降全国各地に建設された公共ホールなど公立文化施設に関するいわゆる「ハコもの行政」に関する事例分析や考察などをまとめたもの、あるいは文化政策・文化経済学などの研究者による調査・論考をまとめたものに大別できる。これらの書籍その記述対象や内容も、新制度をビジネスチャンスと捉

えるものや、逆の立場のもの、つまりは設置者である首長や行政へのアドバイス・警鐘や、利用者である一般市民の代弁、また行政評価の専門家による公立施設の評価や活用方法の提言などにまたがる。

また一方で、2003年の地方自治法改正に伴って地方自治体・公共団体が導入し、活発な議論を呼んだ指定管理者制度は、その指定管理の対象が多岐にわたるため、ここでは芸術・文化の施設に限定する。こうした施設に関連する問題は、書籍などの刊行物という研究成果にまとめられる前段階として、実際に公共施設に携わる現場の関係者やシンクタンク、大学の研究者を中心に、シンポジウムなどを通して模索されているのが実情である。独立行政法人化した国立の施設への「市場化テスト」の国立美術館・博物館をはじめとする文化施設への適用の是非とも関連づけて議論が交わされている。学術機関では教材ケースとして取り上げられ、メディアでも日本経済新聞などのようにアンケートや取材を通じた記事が随時掲載されており、現在進行形の時事的な話題ともいえよう。

それゆえ、今後ますます多数の書籍、研究・調査の成果が発表されると予想されるが、現在のところ、そうした新規情報の取得はインターネットの活用が賢明であろう。また、主として地域創造や全国公立文化施設協会などの団体が調査やアンケートを実施しており、その報告もインターネットを通じて入手が可能である。取捨選択の道標のひとつとして「アートマネジメント総合情報サイト——ネットTAM」(<http://www.nettam.jp/>) (トヨタ自動車株式会社・社団法人企業メセナ協議会で構成する<ネットTAM運営事務局>) 所収、「ネットTAM本棚」、「リンク集」を参照。

【単行書】

全国公立文化施設協会（編著）『公立文化会館運営ハンドブック 1：ホールマネジメント』全国公立文化施設協会、2002年。

中川幾郎ほか『指定管理者制度で何がかわるのか』文化政策提言ネットワーク（編）、水曜社、2004年。

三野靖『指定管理者制度——自治体施設を条例で変える』公人社、2005年。

出井信夫『指定管理者制度』学陽書房、2005年。

小林真理（編著）『指定管理者制度——文化的公共性を支えるのは誰か』時事通信社、2006年。

笹山隆『指定管理者制度の実際』公人社、2006年。

【定期刊行物】

『芸術情報アートエクスプレス』No.19、全国公立文化施設協会、2003年。

特集「地域の文化芸術振興」と「指定管理者制度」。

『地域創造』第17号、地域創造、2004年

「座談会——指定管理者制度を考える」を掲載。

『芸術情報アートエクスプレス』No. 21、全国公立文化施設協会、2005年。

特集「指定管理者制度のスタート」として、草加叔也「指定管理者制度の風向き」、佐藤克明「『貸し館』と『自主事業』との協働 住民の自主文化活動の量と質を高める」、柴田英紀「鳥取県文化振興財団における財団改革の取り組み」、中村晃也「公共ホールのフランチャイズオーケストラと指定管理者制度」、山田真一「指定管理者制度——<民>の戦略」などを所収。

『DOME』Vol.81、日本文教出版、2005年、

特集「ようやく産みの苦しみをともなうミュージアムが出てくる時代に」にて、「美術史学会東支部大会シンポジウム——美術館・博物館の新たな公共性を求めて——指定管理者制度・NPO・地域社会」の発表、討議を採録。同誌は2006年Vol.84をもって休刊、現在は発行社のWEBサイト内で『ミュージアム

タイム WEB DOME]

(<http://www.nichibun-g.co.jp/magazine/muse/es/index.html>) として情報掲載を継続。

『芸術情報アートエクスプレス』No. 22、全国公立文化施設協会、2006年。

特集1において、「いま改めて問われる 公共ホールの使命」として、高萩宏「芸術が身近にある生活」、小林真理「これからの公立文化施設運営に望むこと」など、特集2「民間の戦略」として、曾田修司「アートNPOと指定管理者制度」、中島秀男「指定管理者制度への対応」、唐澤芳郎「民間から見た指定管理者制度」、渡辺 和「『指定管理者制度』に何を伝えるか」などの論考・寄稿文を所収。

『学術の動向』2007年2月号、日本学術会議。

特集「美術館が危ない！博物館が危ない！」にて、白藤博行、井上洋一、林良博、馬渡峻輔、前沢和之、神田正彦、前田富士男、木下尚子、和田勝彦が執筆。

【調査・研究報告】

「公立文化施設における政策評価等のあり方に関する調査研究——指定管理者制度を中心に」地域創造（調査委託：ニッセイ基礎研究所）、2005年。

「公立文化施設における政策評価等のあり方に関する調査研究——指定管理者制度を中心に（資料編）」地域創造（調査委託：ニッセイ基礎研究所）、2005年。

「公共サービスの新しいかたち 指定管理者制度導入事例2006」地域活性化センター、2005年。

掲載ウェブ：http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/1_all/jirei/2006_siteikanriya/index.html

「公立文化施設の活性化についての提言——指定管理者制度の導入を契機として——公立文化施設の活性化に関する研究会報告書」全国公立文化施設協会（文化庁委嘱事業、調査委託先：文化科学研究所）、2006年。

「公立文化施設における指定管理者制度導入状況に関する調査報告書Ⅱ」全国公立文化施設協会（文化庁委嘱事業、調査委託先：デジタルアート）、2006年。

【情報系資料】

『アートマネジメント総合情報サイト：ネットTAM』（<http://www.nettam.jp/>）ネットTAM運営事務局。

『全国公立文化施設協会』（<http://www.zenkoubun.jp/index.html>）、全国公立文化施設協会。

『地域づくり百科』（<http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/>）、地域活性化センター。

『地域創造ホームページ』（<http://www.jafra.or.jp/>）、地域創造。

なお、地方自治体の公立施設に関する取組みは、各地方自治体、およびその議会のホームページで公開されている場合もあるので、参照。『指定管理者制度に関する総合リンク集 指定管理者ドットネット』内「自治体の指定管理者制度のページ」（<http://www5f.biglobe.ne.jp/~shiteikanri/publicsite.htm>）に都道府県、市町村区同制度に関連するページへのリンクがまとめられている（リンク先が無効の場合もある）。

また本稿執筆時（2006年12月）、『東京都公式ホームページ』に「都立文化施設の指定管理者の公募について」が掲載された。

<http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/bunka/siteikanri/index.html>

参考URL：東京都生活文化局（<http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/>）

また地方自治法については下記を参照。

「地方自治法の一部を改正する法律」

(http://www.soumu.go.jp/menu_04/pdf/030317_2a.pdf)

「公の施設」を「管理委託制度」から「指定管理者制度」へ改正する法律と理由説明。

「地方自治法」(全文) (<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO067.html>)

各条項の検索は次のURLが便利。<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/>

指定管理者制度については第二百四十四条(第十章 公の施設)から第二百四十四条の四

Ⅳ. 日英の行政改革と文化施設

日本が文化施設を含む公共サービス分野等に各種の民間活力活用スキームを導入するにあたり、英国におけるCCT(Compulsory Competitive Tendering)、PFI、PPP等の制度が大いに参考とされた。

英国は1970年代から90年代前半にかけて国内経済の停滞及び財政の悪化に直面した。元来米国に比して公共分野における民間セクターの活躍が不活発だった英国も、80年代には大胆な公的セクターのスリム化・民営化を図った。さらに90年代初め頃より、公共サービスの効率性のさらなる向上と民間開放を通じた財政再建を主眼として、CCT、PFI等の各種民間活力活用制度を導入してきた。

英国の民間活力活用の動機は、当初公共サービスの質の向上よりも運営管理等のコスト削減にあったため、短期利益追求の弊害等の批判や、民間受託事業者の倒産等の失敗事例——その中の一つは不幸にして文化施設であったが——も発生した。しかしながら、英国は、「とりあえずやってみる。不都合があれば走りながら修正する」気風もあり、97年以降の労働党政権後今日まで、これら民間活力活用の方向性は基本的に維持され、また順次改善が図られて今日に至っている。

英国における民間活力活用の意義は、単に既存公共サービスの費用対効果の向上面にとどまらず、「公共サービスの主体は専ら『官』でなければならぬ」という従来の「公共性」に関する固定概念の変質を促した点も評価できる。

また、民間活力活用の目的が、当初のコスト削減中心から公共サービスの質的向上に遷移しつつあることを反映し、官民のより有機的な協働によるPPP(Public Private Partnership)等の動きも出てきている。

一方、戦後日本の行政改革は1962年の一次臨調まで遡ることができるが、今日の行政改革に直接繋がる行政改革の流れは、1994年の行政改革委員会設置を嚆矢とする。2006年には行政改革推進法が成立している。

行政改革は、簡素で効率的な行政の実現を通じ、国家財政収支の改善と官のスリム化を図らんとするものである。行政改革の範囲は中央・地方に拘わらず広範にわたっており、中央省庁再編、地方交付税の削減、市町村統合等の動きがある。芸術・文化に関連する分野においては、国立美術館等の独立行政法人化や、公益法人改革等が進捗している。

また、公共組織・事業の簡素化等のいわゆる「ハード面の改革」に加え、公共サービスの内容(いわゆる「ソフト面」)においても、政策評価を通じて行政経営・公共サービスの有効性・費用対効果の検証と向上を図る動きがある。これら公共サービスに関する効率化と説明性の向上の動きには、英米等を起源とするNPM(New Public Management)が大きな影響を与えている。

1) 英国等の行政改革——CCT、PFI、PPPなど

黒岩徹『イギリス現代政治の軌跡——指導者たちの現代史』丸善ライブラリー、1998年。

野村宗訓『イギリス公益事業の構造改革』税務経理協会、1998年。

G. A. Boyne (ed.), *Managing Local Services: From CCT to Best Value*, Frank

Cass Publishers, 1998.

福島直樹『英国におけるPFIの現状——資金調達・建設・管理の総合マネジメント』日刊建設工業新聞社、1999年。

Jason Fox, Nicholas Tott, *The PFI Handbook*, Jordans Ltd, 1999.

英国図書館情報委員会情報技術ワーキング・グループ『新しい図書館——市民のネットワーク』日本図書館協会、2001年。

竹下譲・横田光雄・稲沢克祐・松井真理子『イギリスの政治行政システム サッチャー、メジャー、ブレア政権の行財政改革』ぎょうせい、2002年。

クリスチャン・ウルマー『折れたレール——イギリス国鉄民営化の失敗』坂本憲一訳、ウェッジ、2002年（原著 Christian Wolmar, *Broken Rails: How Privatisation Wrecked Britain's Railways*, 2nd, rev. ed., Aurum Press, 2001.）

野田由美子『PFIの知識』日本経済新聞社、2003年。

出口保夫『物語 大英博物館——二五〇年の軌跡』中央公論新社、2005年。

榊原秀訓ほか『イギリスの市場化テストと日本の行政』自治体研究社、2006年。

【情報系資料】

Serco Group plc, UK, *Market Testing*,

(<http://www.serco.com/text/instituteresource/subjects/UKmkt/cct/index.asp>)

2) 日本の行政改革と文化施設

P. F. ドラッカー『非営利組織の経営——原理と実践』ダイヤモンド社、1991年。

衛紀生『芸術文化行政と地域社会——レジデントシアターへのデザイン』テアトロ、1997年。

白川一郎・富士通総研経済研究所『行政改革をどう進めるか』NHKブックス、1998年。

馬場憲一『地域文化政策の新視点——文化遺産保護から伝統文化の継承へ』雄山閣出版、1998年。

大住荘四郎『ニュー・パブリックマネジメント』日本評論社、1999年。

加藤哲弘・並木誠士・吉中充代・喜多村明里・原久子『変貌する美術館——現代美術館学2』昭和堂、2001年。

村井良子・上山信一 ほか『入門ミュージアムの評価と改善——行政評価や来館者調査を戦略的に活かす』アム・プロモーション、2002年。

杉田定大・光多長温・美原融 『21世紀の行政モデル——日本版PPP（公共サービスの民間開放）』東京リーガルマインド、2002年。

デイヴィッド・スロスビー『文化経済学入門』中谷武雄ほか監訳、日本経済新聞社、2002年（原著 David Throsby, *Economics and Culture*, Cambridge University Press, 2001.）

上山信一『自治体再生戦略——行政評価と経営改革』日本評論社、2003年。

独立行政法人制度研究会（編）『改訂 独立行政法人制度の解説』第一法規、2004年。

市川拓也『公益法人制度改革と新たな非営利法人制度——法律・税制・会計の抜本改革のすべて』財経詳報社、2005年。

岡田章宏・自治体問題研究所『NPMの検証——日本とヨーロッパ』自治体研究社、2005年。

佐藤望ほか『公共ホールの政策評価』慶應義塾大学出版会、2005年。

総合ユニコム『官民連携事業・指定管理者制度・PFI』総合ユニコム、2005年。

日本PFI協会『PFI年鑑』日本PFI協会、2005年。

宮脇惇『PPPが地域を変える』ぎょうせい、2005年。

『公立博物館等におけるPFI事業手法導入の手引き』NTTデータ経営研究所、2005年。

齊藤文男『指定管理者制度と情報公開——ブラックボックスにさせないための条件』自治体研究社、2006年。

三橋良士明・榎原秀詞『行政民間化の公共性分析』日本評論社、2006年。

内閣府公共サービス改革推進室（編）『よくわかる！公共サービス改革法（市場化テスト法）入門』ぎょうせい、2006年。

佐々木信夫『自治体をどう変えるか』筑摩書房、2006年。

市場化テスト推進協議会（編）『市場化テスト——制度設計・導入手続きの仕組みとポイント』学陽書房、2007年。

【情報系資料】

三菱UFJリサーチ&コンサルティング UFJI-MOOK vol1.004 太下義之『PFIによる博物館・美術館の整備のあり方について PFIからPFI（Private Function Initiative）へ』

(http://www.murc.jp/mook/pdf/004_12.pdf)

大橋敏博『文化施設の構造改革と評価に対する一考察』、総合政策論業 第11 2006.3月号 ([http://www.u-](http://www.u-shimane.ac.jp/action/magazine/seisaku/ron11/1103.pdf)

[shimane.ac.jp/action/magazine/seisaku/ron11/1103.pdf](http://www.u-shimane.ac.jp/action/magazine/seisaku/ron11/1103.pdf))

行政改革推進本部事務局 (<http://www.gyokaku.go.jp/>)

市場化テスト推進協議会 (<http://www.market-testing.org/>)

内閣府規制改革・民間開放推進会議—市場化テスト関連公表資料 (<http://www.kisei-kaikaku.go.jp/market/list.html>)

[附記：本「主要研究資料」作成にあたって、慶應義塾大学大学院文学研究科美学美術史学専攻アート・マネジメント分野修士課程院生樋田真理子君ほか10名の諸君の協力をえた。本稿の構成・内容は院生諸君の手になるが、アート・センターの視点から若干の補筆を行った。前田富士男]